

# 平成 31 年度長野市交通安全運動推進計画

長野市

## 第 1 基本方針

交通安全宣言都市にふさわしい「安全で快適な交通社会」を実現するため、関係機関・団体との連携を密にした上で、地域の実情に即した交通安全対策を推進し、市民の交通安全意識の高揚及び交通マナーの向上を図る。

## 第 2 スローガン

思いやり 乗せて信濃路 咲く笑顔

## 第 3 重点事項と運動の展開

### 1 高齢者の交通事故防止

交通事故が減少傾向にある中で、本市の交通事故死者の約 77% を高齢者が占めているほか、高齢運転者が関わる交通死亡事故は約 50% となっており、高齢人口の増加に伴い、今後もさらに増加することが予想されることから、高齢者に関わる事故に対する総合的な対策として、次の事項を推進する。

- 運転時の交差点等における「止まる・見る・確認する」、歩行・横断時における「止まる・見る・目立つ」の徹底
- 高齢者交通安全重点対策テーマである「高齢者交通安全教育」の推進
- 地域や老人クラブ、高齢者福祉施設と連携した交通安全教育講師による交通安全教室の開催
- 関係機関と連携した運転免許証自主返納制度の周知及び安全運転サポート車の普及啓発
- チラシ等啓発品の配布による交通安全意識高揚の推進
- 老人クラブ連合会と連携した各種交通安全教育事業の実施

### 2 通学路を中心とした子どもの交通事故防止

通学路・生活道路における子どもの交通事故防止と交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、次の事項を推進する。

- 新入学児童に対し、スクールキャップ、交通安全教育読本、交通安全啓発標語入り鉛筆の配布による交通事故防止と交通安全意識の向上
- 交通安全啓発コンクールの実施による子どもたちの交通安全意識の醸成
- 小学校、幼稚園・保育園、地域等に対する交通安全教育講師の派遣と交通安全教室の開催
- 小・中学校、幼稚園・保育園等への交通事故統計書やチラシ、リーフレット等の配布と事故の発生状況等の情報提供
- 啓発ビデオ、DVD、ミニ信号機等の交通安全教育教材を活用した交通安全教育の推進
- スケアード・ストレート方式の自転車交通安全教室の開催
- 学校、警察、道路管理者、地域等と連携した通学路における危険箇所の確認と施設の点検整備

### 3 飲酒運転等の根絶

飲酒運転、危険ドラッグ等使用の運転は、死亡事故やひき逃げ等の重大事故に直結する悪質・危険な犯罪であることから、飲酒運転等による交通事故を根絶するため、次の事項を推進する。

- 飲酒運転、危険ドラッグ等の薬物使用運転は、危険性の高い悪質な犯罪であるという意識の徹底
- 家庭、地域、職場等における飲酒運転等を許さない環境づくりの促進
- 飲酒の機会における公共交通機関・自動車運転代行等の利用の促進
- 飲酒運転にかかる車両等・酒類の提供禁止、同乗の禁止の徹底
- 警察、交通安全協会等と連携した飲酒運転防止活動の推進

### 4 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトの着用率は年々向上してきたが、依然として低い後部座席の着用率の向上等、全ての座席におけるシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を徹底するため、次の事項を推進する。

- 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト・チャイルドシート着用の重要性・効果の周知徹底、街頭指導活動、広報啓発活動の推進
- 定期的な着用率調査の実施
- 警察、交通安全協会と連携した保育園等での交通安全教室等の実施による保護者の交通安全意識の醸成

### 5 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

夕暮れ時及び夜間においては、横断歩行者や自転車の発見が遅れ、交通事故の危険性が高まる時間帯であることから、夜間の交通事故防止対策として、次の事項を推進する。

- 夕暮れ時のライトの早めの点灯と効果的な前照灯上下切り替え操作の励行
- 夜間の交通事故実態及び危険性を周知するための交通安全教育、広報啓発活動の実施
- 歩行者・自転車利用者に対する「夜光反射材・自発光材」の普及と利用促進
- 警察、交通安全協会等と連携した夜間の街頭指導や交通安全教室の実施

### 6 自転車の安全・適正利用の推進

自転車利用者の交通安全意識を高め、自転車安全利用五則を含めた交通ルール遵守の徹底と正しい交通マナーの実践に向けた諸対策を展開するため、次の事項を推進する。

- 小学生、中学生、高校生、一般、高齢者等、対象に応じた交通安全教育活動の推進
- 市内中学校（2校）でスクエアード・ストレート方式の自転車交通安全教室の開催
- 交通ルールの遵守と違反に伴う罰則、自転車運転者講習制度、危険走行による交通事故のリスク、ヘルメット着用による被害軽減効果への理解等、自転車利用者が負うべき社会的責任の周知徹底、街頭指導、広報啓発活動の推進
- 自転車加害事故等による賠償責任に対応するための賠償責任保険への加入促進
- 自転車販売店と連携した自転車の点検整備の励行、自転車点検整備済証（TSマーク）の普及
- 自転車等整理区域における放置自転車の削減、鉄道駅周辺駐輪場の長期放置車両削減等の自転車の適正利用の推進

## 第4 実施運動

### 1 全国及び県下一斉の交通安全運動

名 称	期 間
春の全国交通安全運動 (全国)	5月11日(土)～5月20日(月)(10日間)
夏の交通安全やまびこ運動 (県)	7月22日(月)～7月31日(水)(10日間)
秋の全国交通安全運動 (全国)	9月21日(土)～9月30日(月)(10日間)
年末の交通安全運動 (県)	12月1日(日)～12月31日(火)(31日間)

### 2 本市独自の交通安全運動

名 称	期 間
自転車安全・適正利用キャンペーン	4月1日(月)～5月31日(金)(61日間)
交通安全マナーアップデー	毎月第一水曜日

## 第5 交通安全啓発標語 (平成30年度長野市交通安全啓発コンクール入選作品)

- そのいっぽ 出す前かくにん 目と耳で
- いそいでいても きちんととまろう おうだんほどう
- わたるとき しんごうかくにん 右左

## 第6 交通事故抑制の緊急対策等

### 1 交通死亡事故現地診断及び再発防止検討会議

「長野市交通安全に関する条例」に基づき、交通死亡事故が発生した際は必要に応じ、地域住民、関係機関・団体等と協力し、死亡事故現地診断及び再発防止検討会を行い、事故の再発防止を図る。

### 2 交通死亡事故多発非常事態宣言

市民の日常生活に大きな危険と脅威を与える事態に至った場合等「長野市交通死亡事故多発非常事態宣言」発令基準に至った場合、長野中央警察署長、長野南警察署長と協議の上、非常事態宣言を発令し、交通事故の防止を図る。

### 3 交通事故の周知と広報啓発活動の推進

交通死亡事故の情報を広報することにより、事故の周知と安全意識の高揚を図る。

## 第7 交通安全事業の推進

### 1 交通安全運動での街頭指導所の開設

年4回の季節別交通安全運動期間中に県、警察、交通安全協会、自動車販売店協会、安全運転管理者協会、各地区住民自治協議会、老人クラブ等と連携し、街頭指導所を開設し、街頭啓発活動による運動の周知と交通安全意識の向上を推進する。

### 2 交通安全教育講師の派遣

長野市長、長野中央警察署長及び長野南警察署長により委嘱を受けた交通安全教育講師を市内各

地で開催される集会等へ派遣し、腹話術や寸劇による交通安全教室を開催する。

### **3 スケアード・ストレート方式の交通安全教室の開催**

交通安全関係団体と協力し、市内中学校で小学生及び中学生を対象としたスケアード・ストレート方式の自転車交通安全教室を開催し、正しい自転車の利用ルールの徹底と交通安全意識の高揚を推進する。

### **4 交通安全啓発コンクールの開催**

市内小学生から交通安全ポスター・標語等を募集する交通安全啓発コンクールを実施し、作成を通じて子ども自らが交通安全について考えることにより、交通安全意識の高揚を図る。また、応募作品の市役所等への展示や広報なごへの掲載、啓発ティッシュ等への印刷により、市民の交通安全意識の高揚と交通事故の防止を図る。